

第三部 国際法の適用・執行 国際法違反の効果（その2）

無効

概説

無効 予定されている（意図されている）効果が生じないこと

無効の性質 パルメニデス アキレスと亀 色即是空、空即是色 そして無効

通説的理解 「無効とは法律行為の状態」

- ・「絶対的無効」「相対的無効」の分類
- ・強制による条約の無効性の根拠

まとめ 無効 = 法的制裁

強制による条約

1905 日韓保護条約 「世界」論文

1965 日韓基本条約 第2条「もはや無効」

条約締結者に対する強制の有無

- ・強制の基準
- ・個人に対する強制と国家に対する強制との競合

1981 アルジェ協定 判例 p. 369 一番下の行

強制の種類 これを52条にいう「強制」と言えるか

追認の問題 条約法条約の建前 45条

強行規範 53条

論理的問題

定義 自己言及的定義

国際法秩序に強行規範は存在し得るのか

濫用の危険・強行規範の変更・同意原則との関係

制度的問題 誰が強行規範違反の無効を主張できるのか 66条

東ティモール事件 判例 105C

実践的問題 何が強行規範なのか

今後の展望 強行規範の「死と浄化」

実践的意義 「国際共同体の共通利益」を認知させたことに功績